対処方針一覧
〈施策評価〉
施策5　人々の暮らしを支える都市基盤の整備

参考資料

施策目標 （令和12年度の姿）	○鉄道の連続立体交差化や各地域の実情や特性を踏まえた駅周辺道路・広場の整備が行われることにより、踏切による交通渋滞・事故や地域分断の解消、及び円滑な交通ネットワークの形成が進んでいます。 ○都市計画道路や生活道路の整備が着実に進むことによって、まちの防災性や安全性が高まり、移動しやすいまちになっています。 ○都市基盤整備の基礎となる区内の土地や建物などの情報が着実に整備され、都市基盤の整備や大規模災害への備えが進んでいます。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】
【施策内容への評価について】	○都市計画の推進という政策の性質上、各事業と施策の整合性がとれないのは致し方なく、バーチャルな施策を一部の事業ベース指標もしくは意識調査で表する姿勢も理解はできる。それを機に、現実的に施策体系の論理的構築になじまない政策分野に関しては画一的な評価の厳守ではなく、柔軟性のある取組が求められると考える。	○都市基盤の整備には多大な時間を要し、日々の進捗が目立たないことから、その成果を表しがたい面があります。一方で、都市基盤の整備は地域に重大な影響を及ぼすことから、活動指標にとらわれず柔軟性のある取組として、早期段階からの住民参画を図るとともに、情報の共有と対話を進め、区、区民、事業者の協働によるまちづくりを進めます。 ○事務事業「都市計画道路の整備」については、これまで「活動指標（２）」を「都市計画道路（区施行）完成延長（累計）」の実績値としていましたが、これを「区内の都市計画道路計画延長」とすることで、「活動指標」を区内都市計画道路の計画延長、「成果指標」をその計画延長に対する整備の実績に統一し、より分かりやすい評価に努めます。
【評価表の記入方法などについての評価について】	○目標管理型の評価にはなじまない政策分野のため、活動指標と成果指標の論理性、または両者の定義に関してかなりのばらつきが生じている。しかし、これは制度設計の問題である。	
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○事業の進捗度合いについては知る限り、すべてにおいて概ね順調に推移していると思われる。	○今後も、区の目指すべきまちの将来像を描いた「杉並区まちづくり基本方針」で掲げる区民主体のまちづくりを実現するため、地域住民に対する十分な情報提供や丁寧な説明、住民との活発な対話を行いながら個別の事業を推進し、区内の地域性を重視した住みよい住宅都市としての価値を高めていきます。

施策９　質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

施策目標 （令和12年度の姿）	○気候危機に立ち向かうための行動が浸透し、区民一人ひとりの行動を通じて、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた、温室効果ガスの削減が着実に進んでいます。 ○再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギー対策の推進により、エネルギーの有効利用が進むとともに、災害時等における安定的なライフラインの確保にも寄与しています。 ○あらゆる世代の環境学習の充実が図られ、区民一人ひとりがライフスタイルの一部として、環境に配慮した取組や自然との共生に向けた行動を継続的に実践しています。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】
【施策内容への評価について】	○施策の活動指標である再エネ、断熱改修、電気自動車用充電設備設置等の助成件数については、実績が目標を大きく上回っている一方で、成果指標である温室効果ガス排出量と環境に配慮した取組を行っている区民の割合については、目標未達の状況となっている。目標未達となっている要因を精緻に分析・評価したうえで、取組の改善と拡充につなげていく必要がある。たとえば、温室効果ガス排出量の増加については、単にコロナ禍からの回復によるといったことではなく、杉並区特有の要因の有無に係る考察が求められる。 ○2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた歩みを着実に進めていくうえでは、施策を構成する事務事業を展開することによって、施策全体としてどの程度の再エネ導入と温室効果ガスの削減等の効果があるのかを定量的に把握し、その結果を分かりやすく区民とも共有していく必要がある。たとえば、カーボンオフセット事業による吸収量や路面太陽光発電の試験実施については定性的な記述にとどまっている。また、現在の太陽光発電導入量については数値が示されているものの、当該数値が杉並区内全世帯の何割分の電力に相当するのか、区内の再エネ導入の賦存量に対してどの程度を占めるものなのかなど、数値の意味するところを認識し、さらなる取組みにつなげられるような工夫が求められる。	○目標未達の指標について、可能な限り要因分析に努めていきます。なお、ご指摘の区内の温室効果ガス排出量は、区が独自に算定し、要因を分析することは困難なため、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の算定数値を使用しています。 ○例示された、カーボンオフセット事業による吸収量や路面太陽光の発電量は区ホームページに掲載していますが、今後、施策を構成する事業の中で、効果算定による定量化が可能な取組についても、区民に伝わる周知方法を検討していきます。また、指標としている区内の太陽光発電導入容量は、区が独自に把握することができず、資源エネルギー庁「固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備認定・導入量」の数値を使用しており、区域の使用電力量や再エネ賦存量についても、区が把握することは困難です。そのため、ご指摘のような、太陽光発電導入容量が杉並区内全世帯の何割分の電力に相当するのか、区内の再エネ導入の賦存量に対してどの程度を占めるかなどの数値を区が示すことができませんが、参考数値として、環境省が公表している「自治体排出量カルテ」の項目にある「再エネポテンシャルに占める導入割合」を示すことなど検討していきます。
【評価表の記入方法などについての評価について】	○上述のように、当該施策の成果については、定性的な取組みの羅列にとどまらず、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた歩みを出来る限り定量的に示していくことが肝要である。 ○活動指標の環境学習個別学校支援校と成果指標の環境に配慮した取組を行っている区民の割合はいずれも微減傾向にある。前者については、支援校の数を把握するだけでは実質が分からないことから、学校における環境学習の実施状況を広く把握する工夫が必要ではないか。また、後者については、環境配慮行動をしている・していないを左右する要因の把握と分析がなされないことには、改善策を見いだせない。	○今後、効果算定が可能な取組について、定量的な記載に努めていきます。 ○環境学習については、各学校では、本事業による支援に関わらず様々な環境学習や体験に取り組んでおり、その中で「小中学生環境サミット」の成果について評価表に記載してきました。ご指摘を踏まえ、今後は学校支援の状況についても可能な範囲で記載を考えていきます。また、環境配慮行動をしている・していないについても、環境施策全体に係るものであることから、普及啓発活動の実施状況の分析等を考えていきます。
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○「区役所本庁舎等維持管理」（整理番号021）における主な取組として「生ごみの資源化に伴う可燃ごみの排出量の削減」があるが、当該取組の対象施設には区立保育園・小学校・中学校・区民センター等も含まれるということであれば、そのことが分かるように対象（施設）の範囲を明確にするとともに、可燃ごみ排出量削減による温室効果ガス削減効果についても定量的に示す必要がある。 ○「杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進」（整理番号423）では、カーボンオフセット事業、路面太陽光の試験導入、エコチャレンジ事業、再エネ・省エネ助成事業等を実施したとする定性的な成果の記述にとどまらず、これらによる効果を定量的に示していくことが求められる。 ○「自然環境の保全」（整理番号431）の活動指標として広報誌「すぎなみの街と自然」発行回数が位置付けられており、毎年1回が目標値として設定されているが、変化のない数値を目標として掲げ続けることの妥当性については疑問がある。 ○「環境活動推進センター等の事業運営」（整理番号441）の活動指標「講座・講演会等の参加者数」および「環境団体登録数」と、成果指標「区民意向調査で環境に配慮した行動をしていると回答した区民の割合」との間には距離があり、成果指標の妥当性については疑問がある。講座等に参加した人の意識や行動の変容について調査するなど、活動の成果をより直接的に把握する工夫が求められる。	○「区役所本庁舎維持管理」（整理番号021） ご指摘のとおり、当該取組の対象施設を明確化します。また、温室効果ガス削減効果については、CO2削減量を記載します。 ○「杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進」（整理番号423） 効果算定が可能な取組について、定量的な記載に努めていきます。 ○「自然環境の保全」（整理番号431） 「自然環境調査」及び「河川生物調査」を概ね5年ごとに実施していますが、毎年取組が大きく異なるため、当該事業の中で唯一毎年継続的に実施している「すぎなみの街と自然」の発行回数を活動指標としています。今後は主な取組等に調査の実施や準備の状況について記載を行っていきます。 ○「環境活動推進センター等の事業運営」（整理番号441） 環境活動推進センターにおける講座・講演会等の実施は、環境問題に取組むＮＰＯ団体へ委託により行っています。そのため、受託事業者との連携のもと、講座等参加者の意識や行動変容についての調査など、今後、より成果が把握できる方法について研究していきます。

施策10　快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現

施策目標 （令和12年度の姿）	○食品ロスやワンウェイプラスチックの削減等、ごみの排出抑制に対する区民の意識が向上することで、ごみ・資源の総排出量が着実に減少しています。 ○区民によるごみ・資源の分別徹底やプラスチックの新たな資源化等により、環境負荷を軽減する3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が一層推進されています。 ○ごみ出しに関するルールやマナーが守られるとともに、集積所におけるカラス対策の効果が上がることにより、まちの美観が向上しています。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】
【施策内容への評価について】	○施策10は、「快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現」ですが、現状の施策評価指標は「資源循環型社会の実現」に係る指標のみであり、「快適で暮らしやすい社会の実現」に係る指標が設定されていないことから、施策10全体について、客観的データに基づく評価ができません。施策を評価するにあたり、適切な指標の設定、施策の構成の見直し等、検討が必要と考えます。 ○「資源循環型社会の実現」に関しては、ごみ・資源の総排出量は減少傾向となっており、区民・事業者・区との協働による成果と評価できます。 　なかでも、食品ロスの削減については、さまざまな事務事業で取り組んでおり、区民や事業者、区との協働により、着実に成果が得られています。今後は、施策として食品ロス削減に係る指標を設定し、体系的なデータに基づく評価・分析を行い、さらなる成果につなげていただきたいと思います。 ○「今後の施策の方向性」について、所管による自己評価では「拡充」とされていますが、その根拠は弱く、「サービス増」と判断せざるを得ません。「拡充」とするのであれば、区民の納得が得られるよう、丁寧な説明が必要です。	○これまで「資源循環型社会の実現」に重点を置いた記載となっておりましたが、ご指摘のとおり「快適で暮らしやすい社会の実現」に係る指標が設定されていなかったことから、今後、指標の設定について検討、調整してまいります。 ○ごみ・資源の総排出量が減少傾向にあることや、食品ロス削減の取組が着実に成果を上げていることから、今後も更なる削減に向けて努力してまいります。なお、食品ロス削減に係る施策指標の設定等につきましては、現在も「可燃ごみに含まれる生ごみの量」がありますので、評価・分析の際は食品ロス削減に係るその他のデータとも合わせて評価・分析を行ってまいります。 ○今後、プラスチック使用製品廃棄物の分別回収を区内全域で実施するため、準備を進めておりますが、その中間処理に係る経費が大幅に増加する見込みです。また、収集業務へのDX導入により導入経費や維持経費が増となりますが、業務の効率化により生まれた余力で高齢者等へのごみ出し支援の充実や不適正排出者への指導の強化等を行ってまいります。こうした取り組みにより資源化がさらに進み衛生環境が向上するなど、施策の成果が上がるものと考え「拡充」としました。各事務事業評価シートの「令和7年度の方針」欄では、それぞれ改善に向けて令和７年度に取り組みたい内容を記載したものですが、今後はコストとの関連を丁寧に記載するよう努めてまいります。また、成果を維持するためにコスト増となる場合には「現状維持」と改めてまいります。
【評価表の記入方法などについての評価について】	○【整理番号４２５・４３０・４３２・４３３・４３５】 事務事業のレベルに合った指標が設定されていない事業が見受けられました。レベルに合った指標を設定することが必要です。 ○【整理番号４３２・４３５】 事業内容と課題・分析の内容が合っていない事業が散見されました。事務事業評価では、当該事務事業の内容のみについて、実績に即して評価することが必要です。 ○今後の予算の方向性について、施策及び9事業中７事業において「拡充」とされた判断に対し、その大半で明確な根拠が示されていません。納得が得られる丁寧な説明が必要です。	○【整理番号４２５・４３０・４３２・４３３・４３５】 ご指摘を踏まえまして、各事務事業におきまして、次年度から事務事業のレベルとして適切な指標となるよう見直しを検討してまいります。 ○【整理番号４３２・４３５】 【４３２】は管理事務のため、課題・分析の対象が限定的であり評価が難しいことから、次年度以降の評価での取り扱いについては、施策を構成する事業から外すことも含めて関係部門と対応を調整します。 【４３５】は他の事務事業と関連する内容もありますが、誤解を招くことがないように次年度からは課題・分析の記載を工夫してまいります。 ○【施策内容への評価】でも同様のご指摘をいただきました。今後、プラスチック使用製品廃棄物の分別回収開始や収集業務へのDX導入により、資源化の増進や衛生環境の向上など施策の成果が上がるものと考え「拡充」としました。各事務事業評価シートの「令和7年度の方針」欄では、それぞれ改善に向けて令和７年度の取組内容を記載したものですが、今後はコストとの関連を丁寧に記載するよう努めてまいります。また、成果を維持するためにコスト増となる場合には「現状維持」と改めてまいります。
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○【整理番号４２５・４２６・４３０】 路上喫煙防止パトロール、カラス・ねずみ・蜂駆除相談、環境実態調査の実施及びデータの提供等、目標の達成状況を測る指標の設定が困難な取組においては、効果・効率的に、適切に、迅速に、対応できているかを常に意識し、取り組むことが重要です。 ○【整理番号４３２】 「事業系一般廃棄物搬入量（持込ごみ量）」は、政策・施策レベルで把握すべき指標であり、当該事務事業の指標として適切とは言えません。当該事務事業では、管理事務が適切に実施されているかが評価対象です。 ○【整理番号４３４】 「今後の方向性」について、DX化・効率化の取組と予算の「拡充」が矛盾しないよう、コストの削減幅を超える物価や人件費の高騰等、拡充とする要因を明確に示すことが必要です。 ○【整理番号４３６】 ・環境学習に係る取組について、区が実施している取組や財団等との協働の状況が整理されていると、今後の活動に有効と考えます。 ・「なみすけのごみ出し達人」「ふれあい収集」は良い取組と考えます。区民が有効に活用できるよう、さらなる周知や区民の声の把握、区内での連携強化等、今後も改善に努めていただきたいと思います。	○【整理番号４２５・４２６・４３０】 ご指摘のとおり、たばこ関連や害獣・害虫の防除、環境実態調査などは社会的な要因により、事業評価の指標のみで成果を計ることが困難な部分があります。そのため、評価とは別途に行っている苦情・要望の対応状況等の情報について、可能な範囲でシートに記載するなど、よりわかりやすい表記に努めてまいります。 ○【整理番号４３２】 ご指摘を踏まえて、次年度以降の行政評価での取り扱いについては、施策を構成する事業から外すことも含めて関係部門と対応を調整してまいります。 ○【整理番号４３４】 DX導入により業務の効率化を図り、そこで生まれた余力で排出指導の充実・強化等を行い、区民サービスを向上させる狙いがあります。一方でDX化（運行支援システムの導入）の初年度は導入経費が掛かり、その後も維持経費が発生します。また、収集に必要な車両台数の見直し等も行っていきますが、中長期的には、人件費や燃料費の高騰などからコスト増となるものと考えております。次年度以降の「今後の方向性」では、ご指摘の点を踏まえて丁寧に要因を記載してまいります。 ○【整理番号４３６】 ・杉並清掃工場で毎年実施している環境フェアなど、機会を捉えて関係機関と協力して環境学習の取組を進めてまいります。 ・「なみすけのごみ出し達人」「ふれあい収集」については、今後もより多くの方にご利用いただけるよう引き続き丁寧な周知に努めるとともに、区民ニーズを踏まえながら適切に対応してまいります。

施策13　地域医療体制の充実

施策目標 （令和12年度の姿）	○休日等の医療や相談の体制が充実し、区民の救急医療体制に対する安心感が増しています。 ○医療機関等関係機関の連携・協力により、災害時における緊急的な医療体制が確保されています。 ○高齢者等が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく安心して暮らし続けられる環境が整っています。 ○感染症に対する防疫体制が強化され、区民の感染症に対する予防知識が向上しています。 ○在宅訪問診療所と地域基幹病院が連携し、障害者が身近な地域で診療が受けられる体制が確保されています。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】
【施策内容への評価について】	○施策１３（地域医療の体制の充実）は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている課題を含んでいると考えます。これに対応できる体制の構築に取り組んでいるものと理解できますが、今後引き続き進めていくことが必要であり、さらには、この取り組みが見えるような指標の設定、記述を行っていただければと考えます。このことは、特に活動指標（１）「救急医療の体制充実」における目標数に達してはいないが対前年度比での相談件数の増加等についていえます。 ○施策評価シートにおける活動指標について、活動指標（２）（３）（４）がともに変動がありません。指標としての適切性に課題があるものといえ、検討が必要です。 施策目標である「障害者が身近な地域で診療が受けられる体制確保」に関する指標が不在である点について検討が必要です。 ○成果指標と活動指標との関連を見えるよう改善することについて検討が必要です。例えば、成果指標「救急体制に安心感をもつ区民の割合」を現状の７０％から目標である８０％とするために何を行うのか、という点を活動指標となるようご検討ください。	○施策１３（地域医療体制の充実）は、委員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等を大きく受けている課題を含んでおり、活動指標や評価指標の設定が難しい現状がありますが、指標の設定や記述は見直してまいります。特にご指摘のあった「救命救急体制の充実」については、急病医療情報センターや小児急病体制等を構築し、その利用者件数を活動指標とすることで、救急医療体制に安心感を持つ区民の割合が上がっていく成果につながると考えておりましたが、区民への普及啓発等を含め、取り組みが見えるような指標・記述を今後検討していきます。 ○施策評価シートの活動指標（２）においては、活動指標は、参加人数などは病院の規模によって差が生じてしまうため、今後は参加率（参加人数÷対象者数）のような指標にできないか検討していくとともに、この活動指標に関連した成果指標として、訓練参加者の災害時の役割の理解度等に変えていくなど検討していきます。施策評価シートの活動指標（３）においては、在宅医療相談調整窓口の相談員の活動状況を示す指標として窓口の開設日数を設定しているところですが、今後は年度毎に変動する適切な活動指標について検討していきます。活動指標（４）「移行期医療について区民向けに啓発する回数」は、各年とも講演会を1回実施することとしており、１，２年目は医療機関向け、３年目に当事者家族向けを予定しており、回数としては伸びがありませんが、地域への啓発を図る活動を示すため指標としております。今後につきましては、普及啓発の区民等への広がりについて活動指標にもしくは成果指標として示せるものがないか、他自治体の行政評価等の例も調査するなどし、検討していきます。 「障害者が身近な地域で診療が受けられる体制確保」に関する成果指標については、医療的ケア児（者）や重症心身障害児（者）が地域で在宅医療を受けれる医療機関数を把握していることから、その数値を指標としていくことが考えられますが、今後、他自治体の施策評価も調査のうえ、区の取組を区民にしっかりと伝えることができる成果指標について検討します。 ○活動指標や成果指標の関連性がストーリーとして見えるものにしていき、数値として表しにくい体制の構築などは記述で取り組み成果がわかるよう、今後検討していきます。
【評価表の記入方法などについての評価について】	○「災害時の医療体制の充実」における成果指標（１）が活動指標（２）の累積となっている等、活動と成果の対応が同じ数値に基づいている点等について、検討していただくことが必要です。この活動指標と成果指標の関連については、他の事業についてもいえる点があり、全般的に再検討していただきたい事項です。特に、両者の関連性がストーリーとして見えるものとすることについては、全般的に再検討していただきたいところです。 ○また、「成果指標」の数値として表れにくいとされている取り組みについても評価表の活動指標、評価指標に位置付ける工夫をすること、さらに、成果の内容を記述欄に記載することを進めることについて検討が求められます。 ○外部評価表の「今後の進め方」に示された内容は、必ずしも現状の活動指標、評価指標になじみやすいとはいえない点があります。これは、この「地域医療の体制の充実」領域においては新たな体制を構築することが重要であり、必ずしも、活動指標、評価指標の数値を時系列で比較することで評価されることが難しい点があるためと考えられます。当面は、記述欄にその年独自の活動内容について記載することが不可欠であるといえます。例えば、「災害時医療体制充実」における透析患者の受入れ調整の仕組み構築に関する記載がありますが、このように、取組みが評価表に明示されるよう、引き続き取り組んでいただくことが必要であるとともに、このような取り組みについて記述する際は、活動内容および成果について言及していただくことが肝要です。そのうえで、長期的には、活動指標・評価指標における数値の推移とは異なった評価枠組みの策定について検討が必要であると考えます。	○施策内容への評価の2段落目への回答と同様となりますが、整理番号308「災害時の医療体制の充実」の活動指標は、医療救護訓練の回数については見直しを行いますが、参加人数などは病院の規模によって差が生じてしまうため、今後は参加率（参加人数÷対象者数）のような指標にできないか検討していくとともにこの活動指標に関連した成果指標として、訓練参加者の災害時の役割の理解度等に変えていくなど検討していきます。 ○数値として表しにくい体制の構築などは、取組内容やその成果がわかるように記述欄の記載を工夫いたします。 ○今後の進め方に示された内容については、その年独自のテーマや喫緊の課題に対応する体制や取組について検討するものも含まれており、委員ご指摘のとおり活動指標、評価指標になじみにくいものがあります。今後はこうした体制や取組、成果については記述欄に分かりやすく記載していきたいと考えております。
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○「杉並区医療安全相談窓口」の相談件数は多いことが分かりました。苦情対応は、区民の要望を当該窓口につなぐことであり、区の課題として重要であるといえます。この点について、活動指標、成果指標に位置づけることについてはご検討いただきた事項です。 ○「歯科保健医療センター事業」において、目標とするところが「障害者地域医療体制の構築」すなわち、「歯科保健医療センターでの診療から地域における開業歯科での診療に移行すること」であることがヒアリングで明らかになりました。この点が、評価票から見えてこないのは大変残念です。この目標を明示した上で、そのために必要な取り組みを活動指標とし、成果指標についてもより取り組みの成果が見えるものとするよう、検討が必要です。 ○「在宅医療体制の充実」において、多職種連携ICTシステムについて、杉並区内における重要な取り組みであるといえます。実施主体が区ではないところですが、これらについて区として取り組むことができる内容として、広報による区民への周知があげられると考えられます。取組みについて紹介された広報誌の内容を活用してホームページで取り上げる等、検討を進めていただきたいと考えます。 ○「災害時要配慮者等の支援体制」については、社会福祉協議会等関係機関との連携によってより効果的で実効性の高いものになると考えられます。この点についてさらにご検討下さい。	○「杉並区医療安全相談窓口」の取組について、区の課題として重要というご指摘をいただき、相談件数だけでなく、医療機関等へ要望を伝えた件数や相談した内容の解決状況など、活動指標や成果指標に入れること、取組成果などに記載することなど検討してまいります。 ○整理番号309「歯科保健医療センター事業」については、ご指摘のあった「障害者の歯科保健医療センターでの診療から地域の歯科診療所での診療に移行すること」は目的・目標に示している「身近にかかりつけ歯科医を持ち、気軽に相談できる環境をつくる」ことと同様の内容であり、成果指標の「かかりつけ歯科医を持つ区民の割合」に包含されているものです。活動指標、成果指標はこのままとさせていただき、記述欄を工夫しこのような意図が伝わるよう見直してまいります。また、センター事業は一般の歯科診療所では受診が困難な障害者等の診療を行う機能も持っており、センターで診療していかなければならない方、身近な地域のかかりつけ歯科医にご案内する方もおります。様々な相談者の方に対し、一人ひとりに合った丁寧な相談について運営委託先と引き続き連携・協力します。 ○区ホームページ等を活用した多職種連携ICTシステムの広報に関するご意見につきましては、システムを運用する区医師会と今後検討していきます。 ○整理番号308「災害時の医療体制の充実」の「災害時要配慮者等の支援体制」は、人工透析患者や人工呼吸器使用患者など医療救護が必要な方を指しており、医療機関等との連携を主としています。今後も引き続き医療機関等関係機関と連携しながら支援体制について検討していきます。

施策21　障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

施策目標 （令和12年度の姿）	○障害児が、乳幼児期から学校を卒業（18歳まで）するまで切れ目のない支援（療育等）を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。 ○就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】
【施策内容への評価について】	○施策は、受け入れ施設を増やす、これに伴う支援の質の確保という2点が具体的な目標であると考えます。前者については、目標数字を記載できるのであれば、記載する、後者についてはどのようにするかを記載すれば、区民に分かりやすいと思います。わかばのような相当高度な専門分野でかつ利用者数が極めて少ない状況の施設運営について、杉並区単独で今後もやっていくのか、他の区との共同運営、東京都に委ねる等再考の余地は大いにあると思います。この予算を施策の受け入れ施設増に活用することの方が、利用者の観点からは相当程度のメリットがあるように思います。	○施策の目標設定について、「受け入れ施設を増やす」点については、計画改定後（R6年度～R8年度）の成果指標において、未就学児の療育体制の充実を図る指標として「児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合」を、学齢期の障害児支援の充実を図る指標として「重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数」を目標数字として記載しております。 「支援の質の確保」の点については、成果指標への記載は難しいと考えておりますが、施策の成果や今後の進め方の中で、こども発達センターの地域の支援力向上の取組等、障害児支援の質の確保・向上に係る取組状況について、事務事業評価の取組成果欄において記載するなど、今後も区民に分かりやすく伝わるよう取り組んでいきます。 わかばについては、現状では重症心身障害児の通所施設の担い手として民間事業者の確保が難しい場合もあることから、身近な地域で未就学の重症心身障害児等が療育を受けられる環境を確保するセーフティーネットとして、区立施設による運営を行っているところです。今後につきましては、保育園等でのインクルージョンを推進していくための保育園入園前後の療育支援や保護者の就労等による預かりニーズへの対応など、医療的ケアが必要な重症心身障害児の療育と保育（長時間の預かり）の機能を兼ね備えた通所施設として運営していく中で、引き続き利用状況等を確認しながら今後の運営方法について研究してまいります。
【評価表の記入方法などについての評価について】	○施策を構成するのは、１．未就学児の療育体制の充実２．学齢期の障害児支援の充実３．地域における医療的ケア児の支援体制の整備であるので、これに対応する成果指標としては、１．は今のままでいいとして２．は放課後等デイサービス利用率３．は医療的ケア児の受け入れ施設数とかでは、ないでしょうか。	○計画改定後（R6年度～R8年度）の成果指標について、施策を構成する実行計画事業に対応する指標に見直しを行いました。 １．児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合 ２．重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数 ３．医療的ケア児の通園、通学等施設数（か所）
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○２６０障害児通所給付について、要望の満足度として支給決定者数/相談者数、支給の迅速性は必要と思いますので、相談日から支給日までの日数を指標とするのはいかがでしょうか。給付というゴールまでつながった数を重視するなら、支給決定者数のうちサービスを利用した人数/相談者数。他は、絶対数ではなく利用率、活用率のような割合表示がいいのではないでしょうか。そうでない場合、前年比率とか目標率。目標率の場合は、目標値の根拠が必要になるでしょう。看護師を含め専門職の充実を図っている事務事業については、その数を指標に取り上げた方がいいと思います。施設利用、サービス利用について、基本待機がないとのことでしたが、それを指標に取り上げた方がいいと思います。	○迅速にサービスにつなげることは、区民サービスの給付の視点では有効と考えております。ただし、公費によるサービス支給の要否と必要な支給量について適切に判断し、サービスが必要な子どもに適切にサービスを支給決定することが障害児通所給付における必要な活動と考えていること、また、相談を受けた方を全員サービスにつなげるのではなく、引き続き発達相談を行うことによる伴走型の支援もまた重要であると考え、家庭支援を行っていることから、発達相談から支給決定までの日数は指標としての位置づけは行っておりません。 今後、新規事業による事務事業評価シートの作成にあたっては、委員よりいただいた意見を踏まえながら、各事業の目的・目標を評価するための絶対数や利用率等の指標を適切に設定してまいります。

施策28　次世代への歴史・文化の継承

施策目標 （令和12年度の姿）	○伝統的な歴史や文化が継承され、区民が地域に対する魅力に誇りを持ち、郷土愛が一層育まれています。 ○区民の愛郷心が醸成されるとともに、文化都市としてのイメージが根付き、区内外に定着しています。

	【外部評価】
【施策内容への評価について】	○文化財の保護・収蔵スペースの確保とそれらの開示・情報発信の2つが施策であると理解します。この施策は、施設増強等を図るのではなく、情報技術の活用により、効果的に実施していくことと理解します。ここに挙がっている成果指標は開示・情報発信の観点だけなので、文化財の保護・収蔵スペースの確保についての成果指標が必要と考えます。重要な資料等のアーカイブ化、貯蔵場所の整備、文化財のレプリカ作成等の進捗状況が成果指標に必要と考えます。歴史や文化などが、まちに根付いていると思う区民の割合は、成果指標としては、定性的・主観的でありすぎて理解しにくいと思います。郷土博物館の観覧者数は、30,000人程度が適正と考えるならば、このような単独の成果指標よりもYouTubeのような媒体を含めた「視聴率」を挙げる方がいいと考えます。
【評価表の記入方法などについての評価について】	○指標は、施策/事務事業を評価するには、視点がちょっと違うような気がします。次のコラムに記載したような視点から、指標を作成する方が、より施策の実行状況をアピールできると思います。
【施策を構成する事務事業についての意見について】	○実際に郷土資料館本館・分館の来客者数を増やそうという積極的意図はなく、現状施設のままで区の内外に情報発信していくというのが、施策と考えるので、開示の観点からYouTube等の媒体からの視聴率を成果指標に取り上げた方がいいと思います。企画数・頻度は、視聴率を上げるためなので、敢えて取り上げる指標ではないと思います。また、文化財保護の施策の実行状況、すなわち、資料のアーカイブ化、文化財のレプリカ作成、図書館と史料館とのデータ検索の共有化等各種システム化状況をアピールする指標が必要と考えます。

【外部評価に対する所管の対処方針】

○収蔵資料を活用して杉並らしい魅力ある展示を開催するためには、文化財の保護・収蔵スペースの確保は重要です。一方、文化財の収蔵スペースとして確保できる区の施設には限界があることや、区立施設マネジメント計画を踏まえて整備する必要があることから、指標に設定することは困難な状況にあります。
○「資料のアーカイブ化」は、現在実施しておらず、今後実施していく予定です。資料のアーカイブ化に当たっては、その進捗を成果指標として設定することが可能か検討してまいります。
○YouTube等の媒体からの視聴数については、令和６年度からの総合計画において「文化財等を活用したオンライン動画等の視聴回数」として成果指標に設定しています。指標の目標値達成に向けて、区の歴史・文化情報発信の充実及び文化財の保護・活用を推進するため、歴史的資料のデジタルアーカイブ化の実施を進めます。
○また、区民が歴史・文化に親しむことができる機会や場の充実を図るため、郷土博物館の来館者数等を引き続き成果指標に設定し、目標値達成に向けた取組を進めます。

〈財団等経営評価〉
公益財団法人　杉並区障害者雇用支援事業団

事業目的	○就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与する。

	【外部評価】	【外部評価に対する所管の対処方針】
【経営状況に対する評価】	○重度の障害者や就労に当たっての基礎的な能力がまだ備わっていない障害者の就労を支援するという、民間就労移行支援事業所では対応が難しい対象者への支援を担っているという意味において、同事業団が担う役割には大きな意義がある。 ○民間就労移行支援事業所との連携／役割分担を考えるうえで、区内における障害者雇用総数および実雇用率を把握したうえで、そのうちのどの程度を同事業団として対応しているのか／できているのかを検証する必要があると思われる。 ○区内にある3か所の民間就労移行支援事業所のうち2か所については、障害別や年齢別の傾向を同事業団の事業所と比較するかたちで分析されているが、残る１か所の事業所については分析はされていないとのことであった。区内全事業所を対象とした調査・分析をするなかで、同事業団の事業所との連携／役割分担の方向性が見えてくるのではないか。 ○併せて、障害別と年齢別のクロス分析をしてみることによって、よりきめ細やかな現状把握と今後の方向性の検討が可能になる余地があるものと思われる。	○民間就労移行支援事業所では対応が難しい、重度の障害者や就労に当たっての基礎的な能力が備わっていない障害者への支援は、同事業団が引き続き担う役割は大きいです。同事業団の第1号事業から第4号事業については、区市町村に事業が義務づけられ、区は同事業団のみに委託し、民間就労移行支援事業所では行っていない事業を幅広く実施しています。 例えば、同事業団4号事業では、地域における人材育成等支援体制基盤づくりに関する支援を実施しています。区内民間就労移行支援事業所を含めた区内の福祉施設、公共職業安定所、特別支援学校等の関係機関で構成するネットワークを構築し、支援事例に関する検討会、公共職業安定所からの求人情報の共有、企業見学会等を企画し、区内の各就労支援機関職員の支援力向上等も図っています。今後も民間就労移行支援事業所等と連携を図りながら各事業を着実に実施していきます。 ○区内民間企業における障害者雇用総数は1,261人、実雇用率は2.08%でしたが、居住地別の数値ではないため、区内在住の就労者の全体像を把握できません。一方、区では一般就労へのニーズを把握するため、毎年区内在住の各特別支援学校卒業予定者の進路先の確認を行っており、卒業予定者全員、希望する進路先が決められている状況です。また民間就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等からの一般就労への希望者数の把握を行い、実際に就労した人数、障害種別等の確認をしております。今後も、様々な観点から障害者における一般就労へのニーズ等の把握を行います。 ○区内にある民間就労移行支援事業所のうち、調査を実施していない1か所については調査への協力を依頼します。 ○障害別・年齢別のクロス集計については、年度末の利用登録者と当該年度の新規就職者のクロス集計は把握していますが、職場定着支援の利用者の障害別・年齢別クロス集計は把握できていません。今後、職場定着支援利用者のクロス集計を行うとともに、どのような傾向や特徴があるかなどの分析については、研究していきたいと考えています。
【評価表記入方法などの評価】	○「就労準備性」をどのように把握・評価しているのか、障害者や企業のニーズの詳細をどのように把握し対応しているのかといった、基本的かつ重要な概念に関するより詳細な説明がなされる必要がある。	○「就労準備性」を測る項目（健康管理・体調管理、生活リズム・日常生活、対人関係、基本的労働習慣、作業遂行力等の職業適性など）について、利用者自身による自己チェックと、面談や個別支援計画の作成を通じた支援職員による評価を行うことにより、個々の利用者の状況を把握しています。 ○利用者の就労希望についても、面談や個別支援計画の作成を通じてその詳細を把握するとともに、企業については、公共職業安定所からの求人情報や企業・事業所から寄せられる個別相談などにより、障害者雇用のニーズの把握に努めています。 ○事業分析（現状の分析・評価）欄に、これらの詳細な説明を記載することは困難でありますが、できるかぎり理解しやすい記載に努めます。